

仕 様 書

1. 総則

本仕様書は、第七管区海上保安本部(以下「当本部」という。)が調達する
工事材料品について適用する。

2. 件名

搭載艇揚卸装置買入れ

3. 品名及び数量等

搭載艇揚卸装置 1式

4. 仕様

- (1) クレーン容量 0.96m×8.17m 程度
- (2) 最大揚程 8.6m 程度
- (3) 最小作業半径 0.56m 程度
- (4) 最大作業半径 8.17m 程度
- (5) ブーム形式 6角形箱型3段
- (6) ブーム伸縮装置 3.51m～5.44～8.34 程度
- (7) 定格総重量 960kg/含むフック質量10kg 以上
- (8) 色 本体指定色塗装(白)

(9) その他

- ① 取付ボルト、配管継手、ホース金具はステンレス製であること。
- ② ブーム、コラム、ベースなどの主要ボディ部は溶融亜鉛メッキを施してあること。
- ③ 各部で使用するピン、および起状シリンダ、ロッド等2層硬質クロムメッキを施してあること。

5. 検査

納入に当たっては、納入場所検査職員の検査を受けること。

6. 納入場所

日本国内に所在する巡視船あさじ修理請負造船所

同船修理請負造船所が決定次第、当部担当職員から本件請負業者あて速やかに通知する
ものとする。

7. 納入期限

令和8年1月23日(金)

8. その他

- (1) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、当本部担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 納入物品は、中古品、リサイクル品でないこと。

- (3) 納入完了後に検査職員の検査を受け、検査合格後請求書を送付すること。
- (4) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)において、特定調達物品に該当するものに関しては、基準に適合したものを納入すること。
- (5) 納品する物品の規格について、別紙「仕様確認申請書」にカタログを添付のうえ提出し、船舶技術部管理課長等の確認を受け、支出負担行為担当官第七管区海上保安本部長の承認を得ること。
ただし、当本部がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、代替品選定やリスク低減対策等、当本部と迅速かつ密接に連携し提案の見直しを図ること。
- (6) 物品の納入は当本部担当職員が指示する時期に行うこととし、また、納入にあたっては事前に納入場所担当職員に連絡し調整を図ること。
- (7) 製造メーカー等の都合により部品番号等の変更があった場合は、要求する部品の後継部品を納入すること。
- (8) 納入にあたっては物品に損傷が生じないよう十分注意するとともに、損傷物品が発生した場合は直ちに代替品を納入すること。